

第3章 移動等円滑化促進方針(大和郡山市が目指すバリアフリー化)

1. 移動等円滑化の基本的な考え方

移動等円滑化促進方針は、バリアフリーに関する方針を明確にするとともに、面的・一体的なバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進地区を設定し、地区ごとの方針を示すものです。

1.1 基本理念

人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり

～安全・安心、快適な移動の確保をめざして～

平成 23 年度(2011 年度)に旧基本構想を策定して以降、「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を基本理念に、JR・近鉄郡山駅周辺のバリアフリー化の推進に取り組んできました。前回の策定から約 10 年が経過し、近年では東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催を契機に健常者と障害者、多種多様な人々との相互理解に向けた取組がより一層求められています。今後も引き続き、市内のバリアフリー化の推進が求められていることから、これまでの基本理念を継承し、他地域への波及を目指します。

この基本理念に基づき、大和郡山市に多くの人が集まり、すべての人が安全安心に、快適に暮らせる活気のあるまち、互いに助け合う心配りのあるまちを創るため、市民・事業者・行政が互いに協働して、ハード面のほか、心のバリアフリーも含めたソフト面の取組をバランスよく推進していきます。また、平常時だけでなく緊急時・災害時に対応したバリアフリー化の推進や先駆的な取組も積極的に取り入れ、段階的・継続的なバリアフリー化の取組を実現します。

●まちの整備の方向性（ハード面）

本市においては人口減少社会を見据え、地域の個性である豊かな自然環境や歴史・文化などを十分に活かし、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」の指標のとおり、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちをめざしています。そのため、魅力ある市街地を形成し、にぎわい、活力ある都市づくりを進めるため、誰もが共に平等に、安全・安心・快適で自立した社会生活が送れ、まちの魅力が高まるようにバリアフリー化を推進します。特にバリアフリー法の趣旨に則り、移動に関わる旅客施設、車両、歩行空間、公園、建築物等についての整備を、重点的かつ一体的に行います。なお整備にあたっては、平常時の昼間だけでなく、夜間や悪天候時、緊急時・災害時も含め、様々な状況を考慮したきめ細やかなバリアフリーを検討します。

●心のバリアフリーの方向性（ソフト面）

市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う心配りのあるまち、来訪者へのおもてなし精神あふれるまちを実現するため、啓発、教育、人的支援等の取組を継続的に行います。

●進め方（実施体制）

協働のまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が互いに協働しながら、横断的な連携を十分に図りつつ、バリアフリー化の進捗状況を継続的に把握する必要があります。バリアフリー整備の内容やその効果を評価し、改善を図りながら継続的に取り組む他、社会変化や利用者のニーズ等を考慮し、必要に応じた見直しを行うことで、段階的・継続的な取組(スパイラルアップ)につなげます。

1.2 基本方針

基本理念に掲げる「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を実現するため、旧基本構想で位置付けられた基本的な方向性を踏襲するとともに、社会情勢の変化に対応した新たな取組を追加し、市域全体のバリアフリー化を推進していきます。

方針1:生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

SDGs(持続可能な開発目標)などの国際的な取組として、持続可能な社会づくりに向けた、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が進められています。

本市においても年齢、性別、障害の有無や、LGBTQ+等の多様なセクシャリティなどに関わらず、生活関連施設等において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた、安心して暮らしていける施設づくりに取り組みます。

方針2:安全・安心、快適に移動できる空間の確保

誰もが安全に安心して歩くことができる歩行者の移動の安全性向上のため、歩道の改修、信号や視覚障害者誘導用ブロックの整備に取り組みます。歩道の未整備区間については、道路幅員や周辺環境を考慮し、歩車共存の道路空間づくりを進めます。

方針3:交通環境の利便性の向上

高齢者、障害者、子育て世代等が支障なく快適に日常生活や社会生活を送るためには、鉄道やバスの公共交通機関において、誰もが安心して利用できる交通環境の整備が必要です。

そのため、公共交通機関についてはハード面の整備と、啓発、教育、人的支援等のソフト面の充実について、バランスよくバリアフリー化に取り組みます。

方針4:誰もがわかりやすいまちづくり

初めて大和郡山市を訪問する来訪者も含め、誰もが容易に情報を入手、発信できるような配慮を行います。また、平等な社会参加を実現することを目標に、各施設や経路のバリアフリー状況を示した案内表示の設置や情報提供・発信等を図ります。

方針5:心のバリアフリー推進のまちづくり

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されない事もあります。市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

市民一人ひとりがバリアフリー化についての理解を深め、互いに助け合うあたたかな心配りのあるまちを実現するため、研修の充実、周知・啓発等の実施、講演会・講座等の開催、緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進等に取り組みます。

また、外見ではわかりにくい障害にも目を向け、さまざまな事情を抱える方も安心して暮らせる地域づくりを進めます。

1.3 整備の方針

本市では、平成 24 年度(2012 年度)から旧基本構想において、JR・近鉄郡山駅周辺地区を重点整備地区に設定し、旅客施設、道路、公園、建築物等についてのハード面の整備や、市民一人ひとりのバリアフリー化についての理解を深めるためのソフト面の取組を進めてきました。

これまで重点整備地区を中心に進めてきた移動等円滑化の促進に係るハード、ソフト両面の取組を市域全体に広げていくため、近年の状況を踏まえた取組を新たに位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

方針1:生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

[全体]

- トイレの利便性向上(バリアフリーストイレ・洋式トイレ等)
- 歩道と出入口部の連続性の確保
- 障害者等にも配慮した駐車場の整備、改善
- 案内・情報提供の充実(音声案内・文字案内・手話等含む)
- 非常時の情報提供の方策検討(特に聴覚障害者)

[駅舎]

- 移動等円滑化された経路の改善
- ホームの安全性の向上
- トイレ等の駅施設の改善

[市役所]

- 緊急時もわかりやすい情報提供の方策

[社会福祉会館]

- トイレ、エレベーター等の改善

[商業施設、医療施設等]

- バリアフリーな出入口への改善

[学校]

- トイレ、エレベーター等の改善
- ※小学校のトイレ改修についてはすべて完了
- 令和 7 年度(2025 年度)中学校のトイレ改修についても完了予定

方針2:安全・安心、快適に移動できる空間の確保

[道路]

- 溝蓋の改修
- 舗装不良箇所の修繕
- ポールや電柱等の見直し
- 歩行者と自動車の共存方策の検討
- 夜間、悪天候時にも配慮したきめ細やかな整備

[歩道]

- 視覚障害者誘導用ブロックの新設、改修
- デコボコや段差のある歩道の改修
- 歩きやすさや雨天時を考慮した路面舗装への改修

[交通施設]

- 安全に横断できる交差点への改良

方針3:交通環境の利便性の向上

[バスターミナル]

- 利用しやすいバスターミナルへの改善
- 駅とバスの乗り継ぎのしやすさの向上(案内の改善等)
- わかりやすい情報、案内の方策検討

[駅舎]

- プラットホームやトイレ、エレベーターの改善
- 駅周辺の安全性確保方策の検討

[車両]

- バリアフリー車両の導入

方針4:誰もがわかりやすいまちづくり

- すべての人にわかりやすいサイン(ひらがな併記等)の整備の検討
- 点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくり等、障害者等に配慮した案内の方策検討

方針5:心のバリアフリー推進のまちづくり

- バリアフリーに関連した啓発活動(自転車、車いす用駐車スペースの利用マナー)
- バリアフリー教育の推進(学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等)
- 市民、事業者、行政が協働するしくみづくり
- バリアフリー整備の内容や進捗状況の情報提供(バリアフリーマップの作成・配布等)
- 整備に対する評価やそのフォローアップ(当事者の意見を反映するしくみ)
- 年齢、性別、障害の有無や LGBTQ+等の多様なセクシャリティなどに配慮した取組

2. 移動等円滑化促進地区の方針

2.1 地区設定の考え方

移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、第3章「1-1.基本理念」を踏まえ、以下の考え方にに基づき、利用者視点に立ったユーザビリティ向上の観点から設定します。

※ユーザビリティ…特定の利用者が特定の利用状況において、なるべく簡単に迷わず、ストレスを感じずに使用・操作して、利用者の目的を果たせる度合い

①多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区の設定

市内の主要な鉄道駅や公共施設、福祉施設、商業施設、病院など、高齢者・障害者等が利用する施設が複数立地する地域や、総合的な都市機能の増進を図るうえで重要な拠点として関連計画等で位置付けられた地域など、面的なバリアフリー化が必要である地区を移動等円滑化促進地区として設定します。

②地域発案による地区の設定

地域におけるユニバーサルデザインに関わるまちづくり活動の活発化、地域のニーズの高まりに合わせ、移動等円滑化促進地区の設定や範囲・内容の見直しについて、地域からの意見(まち歩き点検やパブリックコメント等)を踏まえて検討し、設定します。

③まちや社会の変化に応じた見直し

本基本構想は、まちづくりの進展や移動環境の変化、法令改正や基準の改定などを踏まえ、当事者、市民の意見をもとに、本基本構想の検証・改定を継続的に行っていきます。また、移動等円滑化促進地区の設定においても、まちや社会の状況に応じて、適宜、地区の設定やその範囲・内容について見直しを検討します。

2.2 移動等円滑化促進地区の設定

本市には郡山城跡を中心とした中心市街地や南部の昭和工業団地、それらと周辺の市町をつなぐ広域道路網があり、その南北を JR 関西本線と近鉄橿原線が縦断しています。駅を結節点としてバス路線が形成され公共施設や商業等サービス機能が集まっていることから、居住者や鉄道利用者が多く集まる鉄道駅周辺は、市民等の暮らしの中心となっています。

また、本市の都市計画マスタープランにおいては、「誰もが安心して、居心地がよく歩きたくなるまちづくり」「市民活動を支える良好な交通環境をめざします」という道路・交通施設整備の方針に基づき、駅及び駅周辺や歩道のバリアフリー化の推進が掲げられています。

【移動等円滑化促進地区の設定方針】

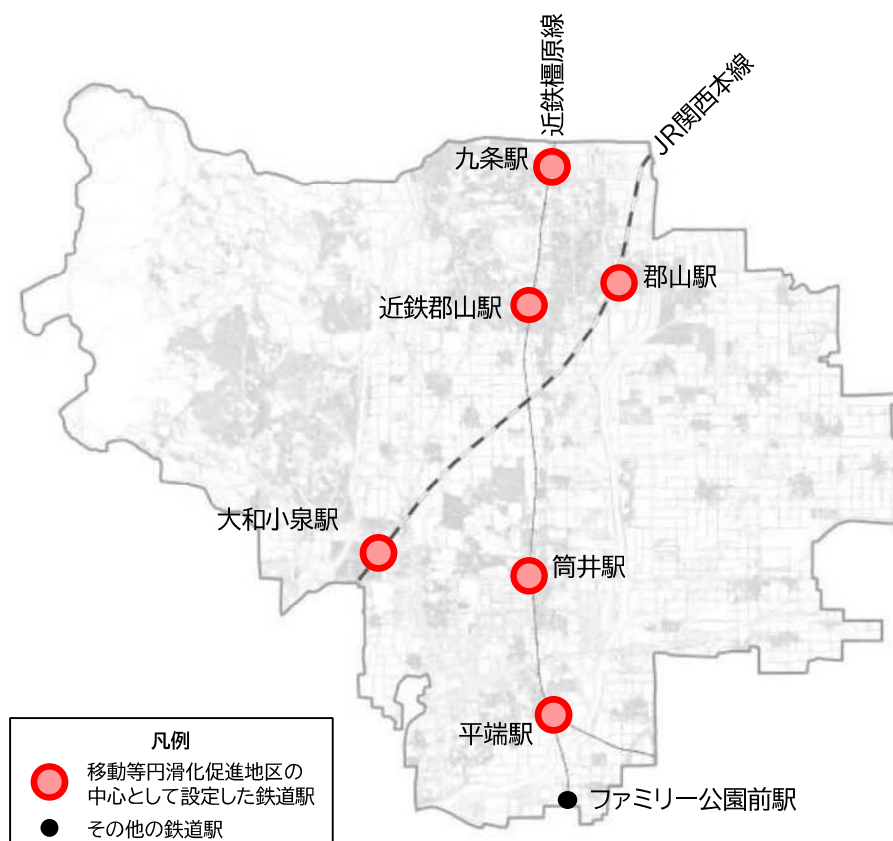
- ① 乗降客数が平均3,000人以上/日の駅を中心とした地区(バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針より)
- ② 多くの市民や来訪者が利用する駅(乗降者数の多い駅から優先して設定)の周辺地区で、当該駅から徒歩圏(概ね半径 500m、施設の立地状況等によっては1km以内)に、不特定多数の市民、高齢者・障害者等が常に利用する施設(以下、「生活関連施設」)が3か所以上立地する地区を移動等円滑化促進地区とする。なお、「旧基本構想」で重点整備地区とされていた地区は移動等円滑化促進地区とする。
- ③ 地域発案があった地区や、駅周辺以外で生活拠点が形成されている地区で、地区の中心地から徒歩圏に、3か所以上の生活関連施設が立地する地区についても、移動等円滑化促進地区としての設定を検討する。
- ④ 今後のまちづくりの進展、社会状況の変化等に応じ、移動等円滑化促進地区の設定・変更を検討する。

こうした本市の状況や旧基本構想の検証結果および「2.1 地区設定の考え方」を踏まえ、以下の方針により、移動等円滑化促進地区を設定します。



■ 移動等円滑化促進地区(5地区)

①	九条駅 周辺地区
②	JR・近鉄郡山駅 周辺地区
③	大和小泉駅 周辺地区
④	筒井駅 周辺地区
⑤	平端駅 周辺地区



【移動等円滑化促進地区の設定要件】

(「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より)

- ・高齢者・障害者等が、日常生活等で常に利用する施設が複数立地すること
- ・これらの施設が徒歩圏内(概ね4km)に集積し、施設間の移動が徒歩であること

2.3 生活関連施設の設定

移動等円滑化促進地区内に立地する当事者・市民が多く利用する施設を生活関連施設として設定します。

【本基本構想における設定の考え方】

- ① 常に多数の人が利用する施設(災害時等に多数の人が利用する避難所を含む)
- ② 高齢者、障害者等の利用が多い施設
- ③ 生活関連施設はネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化されている施設であっても設定



施設区分	設定基準
公共施設等	常に多数の人が利用する公共性の高い施設
旅客施設	乗降客数が平均3,000人以上/日の鉄道駅
教育・文化施設	バリアフリー法に基づく基準の適合義務がある延べ面積2,000㎡以上の施設
商業施設	
医療・福祉施設	
宿泊施設	
都市公園	多数の人の利用が想定される広域公園、総合公園、地区公園、近隣公園
路外駐車場	駐車場法の届出対象の路外駐車場であり、生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある500㎡以上の路外駐車場
観光施設	地域の観光資源として地域外からの来訪者も多く訪れる観光施設
学校	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専門学校
その他	上記以外で、地域等で要望が高い施設については、地区の状況を踏まえ設定

【生活関連施設 法律上の定義】

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

【国ガイドラインの考え方】

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

2.4 生活関連経路の設定

移動等円滑化促進地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路として設定します。

【本基本構想における設定の考え方】

以下の①～③を踏まえ、地域の実情、施設の利用実態等に応じ、生活関連経路を設定します。

- ① 生活関連施設の立地状況等を踏まえ、生活関連施設への移動の利便性や地区の回遊性向上に資する生活関連施設相互間の経路
- ② より多くの人が利用する経路
- ③ 「旧基本構想」で生活関連経路として位置付けた路線については、今後も継続的にバリアフリー化に取り組む必要があることから、生活関連経路に設定

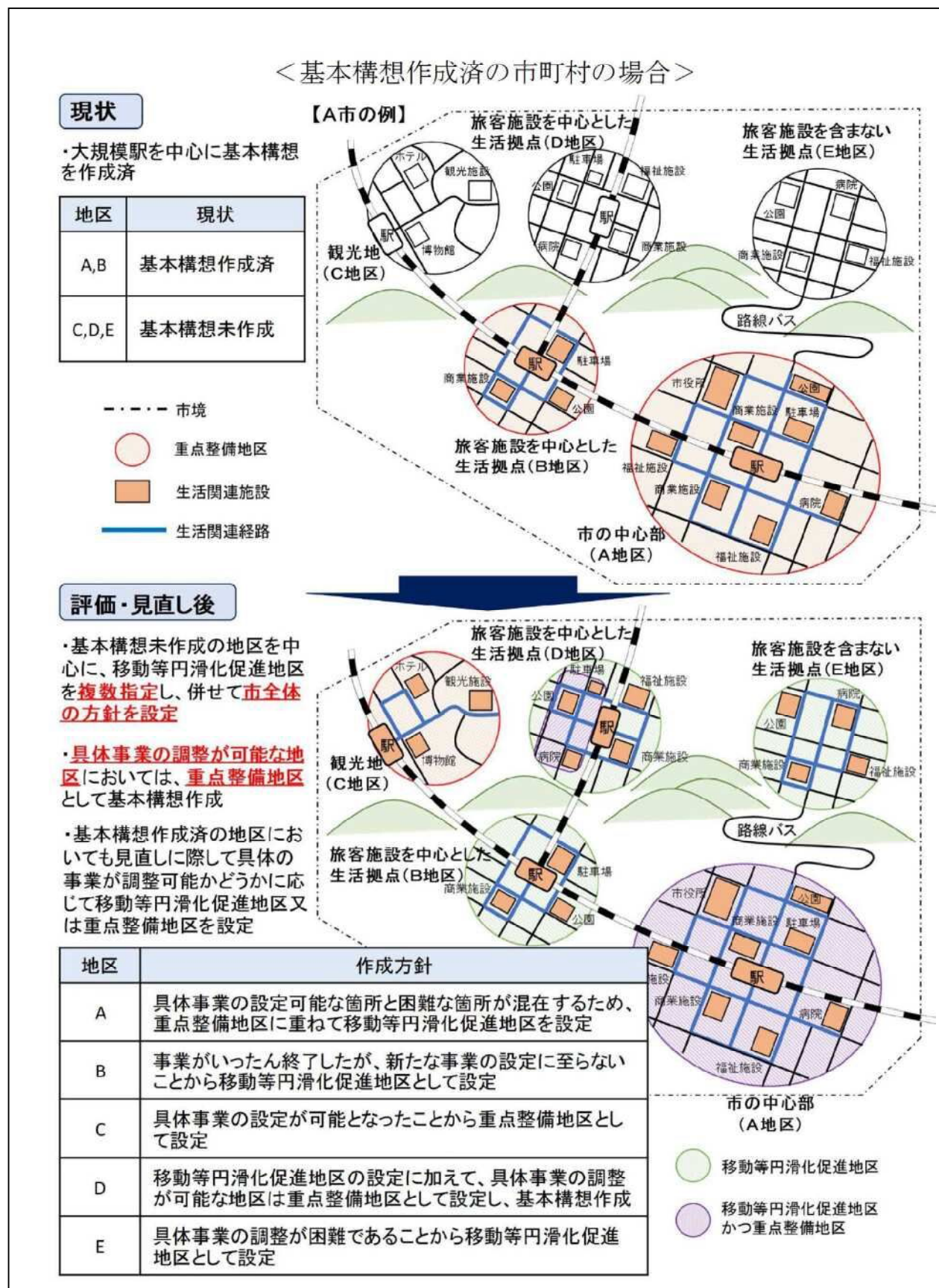
【生活関連経路 法律上の定義】

生活関連施設相互間の経路

【国ガイドラインの考え方】

- ・より多くの人が利用する経路を設定する
- ・生活関連施設相互のネットワークを確保する

【参考:移動等円滑化促進方針と基本構想の作成イメージ】



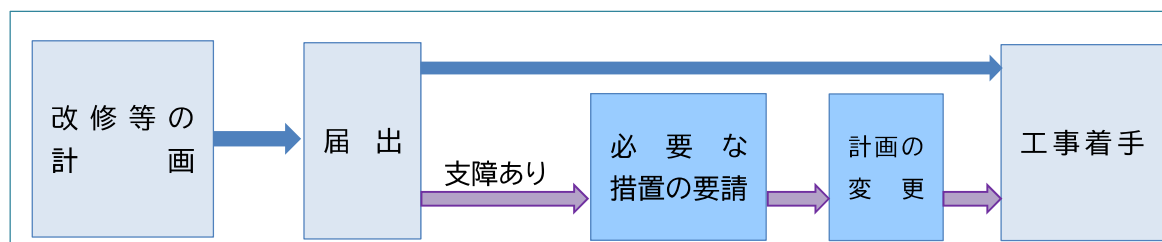
【出典】「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」
令和3年(2021年)3月国土交通省

2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度

多くの人が利用する駅をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路は、特に移動の連続性に配慮することが必要です。

バリアフリー法第24条の6の規定により、公共交通事業者等又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区内において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する 30 日前までに市に届け出なければならないこととされています。

この届出があった場合に市は、移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは、届出に係る行為の変更等の必要な措置を要請します。



◆届出制度の対象の指定

【駅と道路(駅前広場等)の改良等に当たっての届出が必要な駅及びその周辺】

地区名	旅客施設	道路(市道)	届出の対象範囲
JR・近鉄 郡山駅 周辺地区	JR 郡山駅 (東口)	駅前広場線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
	JR 郡山駅 (西口)	城廻線	
	近鉄郡山駅 (東口)	電車停留所線	鉄道駅施設との連続性確保
	近鉄郡山駅 (西口)	三の丸西岡新木線	
平端駅 周辺地区	平端駅	宮堂昭和線 近鉄駅前北線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
大和小泉駅 周辺地区	JR 大和小泉駅	JR 大和小泉駅歩行者専用道路線	鉄道駅施設との連続性確保
	JR 大和小泉駅 (東口)	大和小泉東広場線	
	JR 大和小泉駅 (西口)	大和小泉駅西広場線	
	JR 大和小泉駅 (西口)	JR 小泉駅西側歩行者専用道路線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
筒井駅 周辺地区	筒井駅	筒井線	鉄道駅施設との連続性確保
九条駅 周辺地区	九条駅 (東口)	三の丸北郡山何和九条線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
		九条駅前線	
	九条駅 (西口)	九条出口線支線	鉄道駅施設との連続性確保
		九条出口線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保

3. 移動等円滑化促進地区の設定

3.1 設定する内容

移動等円滑化促進地区では、地区の状況に応じて地域や事業者と連携しながら、第3章「1. 移動等円滑化の基本的な考え方」に位置付けた方針等を具体化していきます。

以下に、市全体として取り組む各地区の位置や区域、取組方針、生活関連施設、生活関連経路を示します。今後、基本構想の点検や見直しの際に、当事者・市民や地域の意向、実施する事業内容等を踏まえ、必要に応じて、地区ごとの方針の見直しを行います。

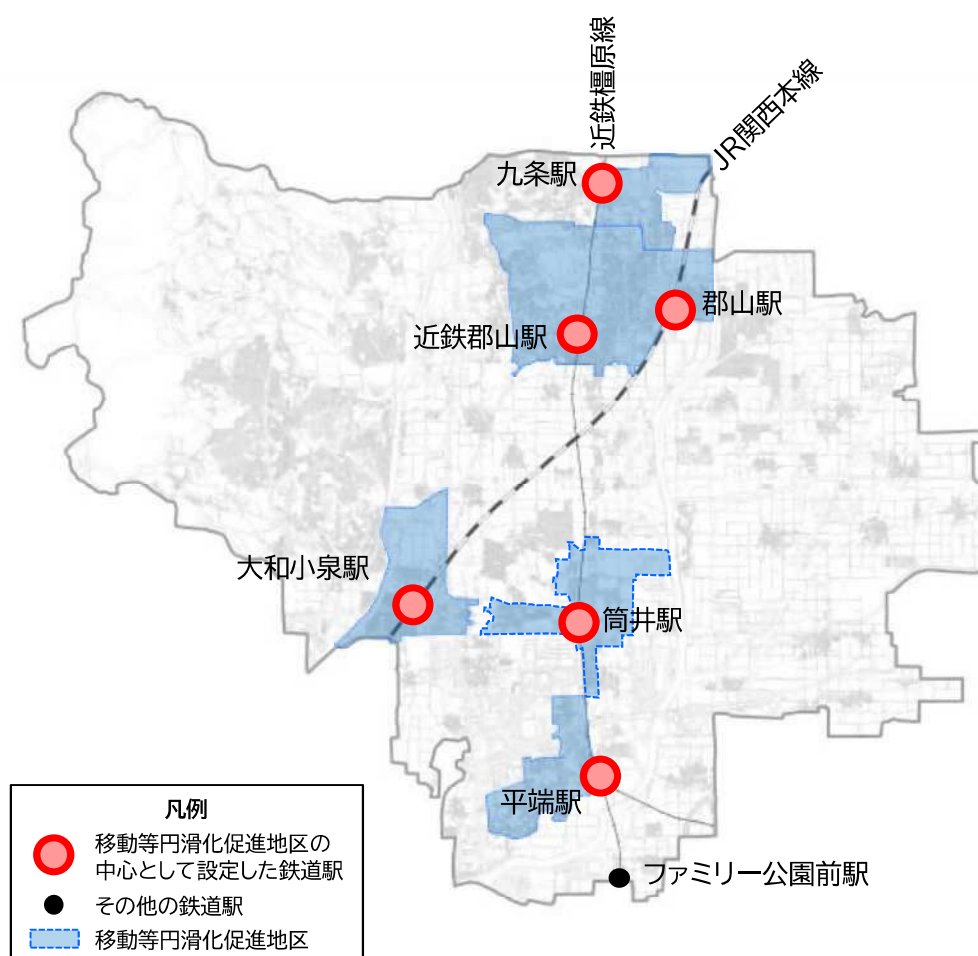


図.移動等円滑化促進地区の位置・区域

3.2 JR・近鉄郡山駅周辺地区

(1) 地区特性

JR 郡山駅、近鉄郡山駅および県道大和郡山上三橋線を中心に地区の 1/3 程度が商業地域となっており、その周辺には住宅地が広がっています。

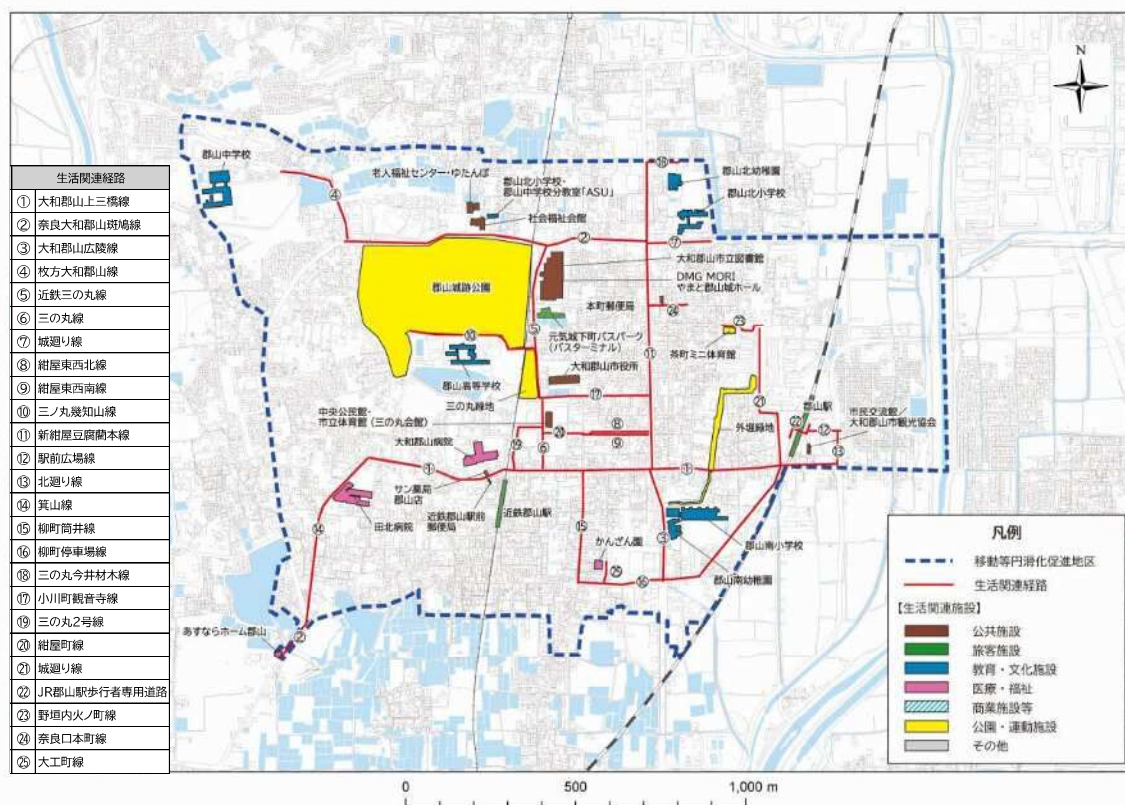
JR 郡山駅、近鉄郡山駅の近くには路線バスやコミュニティバスが発着するバスターミナルがあり、公共交通の結節点となっています。また、市役所等の公共施設が集積しています。

一方、大和郡山市都市計画マスタープランでは、「生活道路の整備状況」「歩道・自転車道や自転車通行帯の整備状況」が地区の課題としてあげられています。

また、現在、近鉄郡山駅周辺整備事業が進行中であり、令和 12 年度(2030 年度)に新近鉄郡山駅の供用開始、令和 14 年度(2032 年度)には駅前広場・バスロータリー・駅前駐車場・現駅舎跡地を整備し、グランドオープンを迎える予定です。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 近鉄郡山駅周辺整備事業においては、多様な人が安心して利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を目指します。
- ◆ 多様な人々の利用が想定される生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路は、旧基本構想で定めた特定事業の進捗状況等を踏まえ、誰もが安全に移動・利用しやすい環境を拡充し、JR 郡山駅、近鉄郡山駅周辺の面的なバリアフリー化を実現します。
- ◆ 地区の北側は、九条駅周辺地区と隣接していることを踏まえ、生活関連経路を連続させて一体的・連続的なバリアフリー空間を形成します。
- ◆ 本市の玄関口となる地区であり、多様な来街者の利用に配慮し、施設や経路のバリアフリー整備と合わせ、案内誘導や心のバリアフリーに関するソフト施策を重点的に推進します。



3.3 大和小泉駅周辺地区

(1) 地区特性

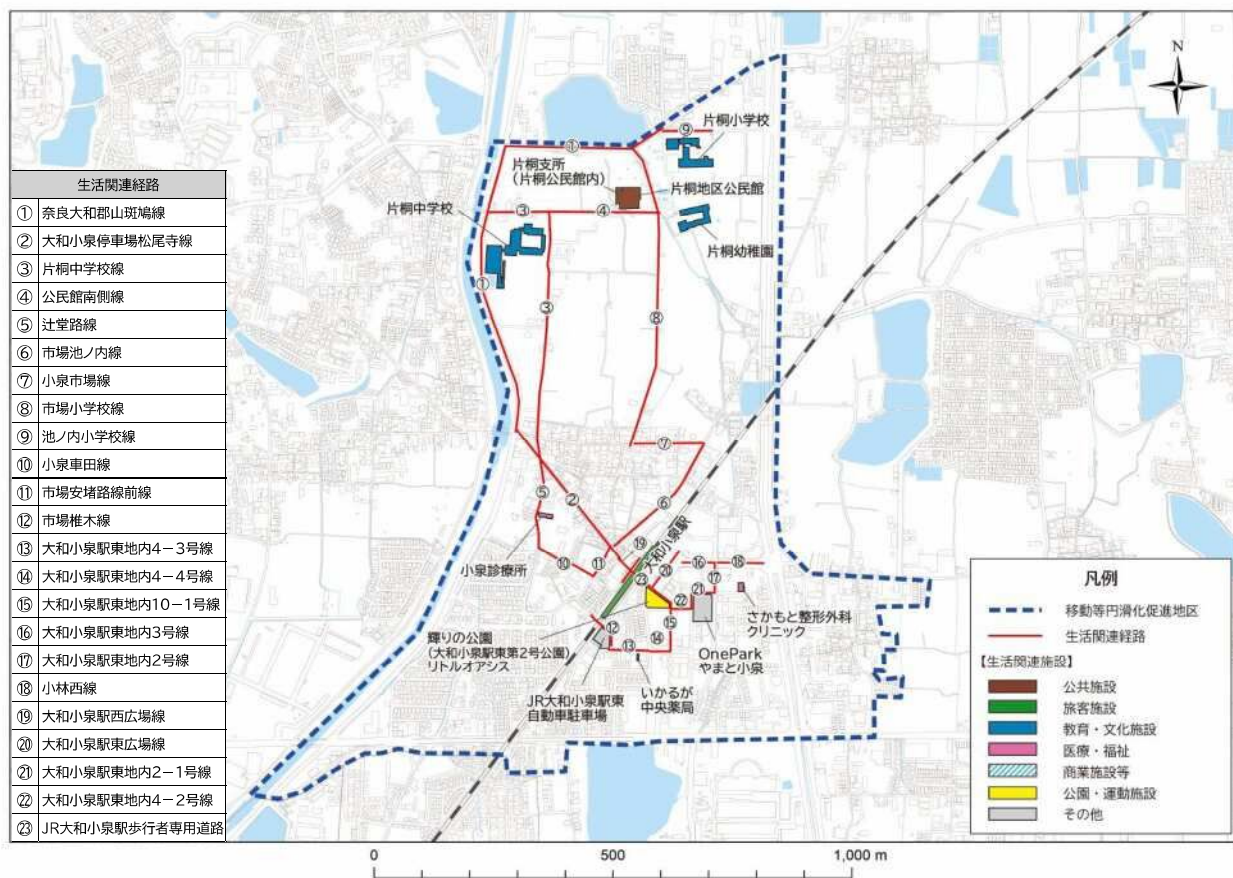
大和小泉駅は、大和郡山市都市計画マスタープラン(地域別構想)の地区区分では西地区と南地区の境界に立地しており、その周辺に商業・業務機能が集積しています。大和小泉駅は市内で近鉄郡山駅に次いで利用者が多い駅であり、多くの人でにぎわう中心市街地が形成されています。

大和小泉駅周辺では土地地区画整理事業が実施され、整然としたまちなみが形成されています。

住民アンケートによると、大和小泉駅が位置する西地区の定住意向は、市全域(70.4%)に対し67%と低く、その理由として、通勤・通学、通院・買い物など日常生活において公共交通が不便ということが挙げられています。また、満足度が低く重要度が高い項目として生活道路の整備、歩道・自転車道の整備等が挙げられている状況です。〔【出典】「大和郡山市都市計画マスタープラン」〕

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる大和小泉駅と駅前広場は、一定のバリアフリー対応が図られていますが、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 歩道のない道路や水路沿いを通る道路のある現状に対し、用地制約を踏まえた多様な手法を用いて、歩行空間の安全性を確保します。



3.4 平端駅周辺地区

(1) 地区特性

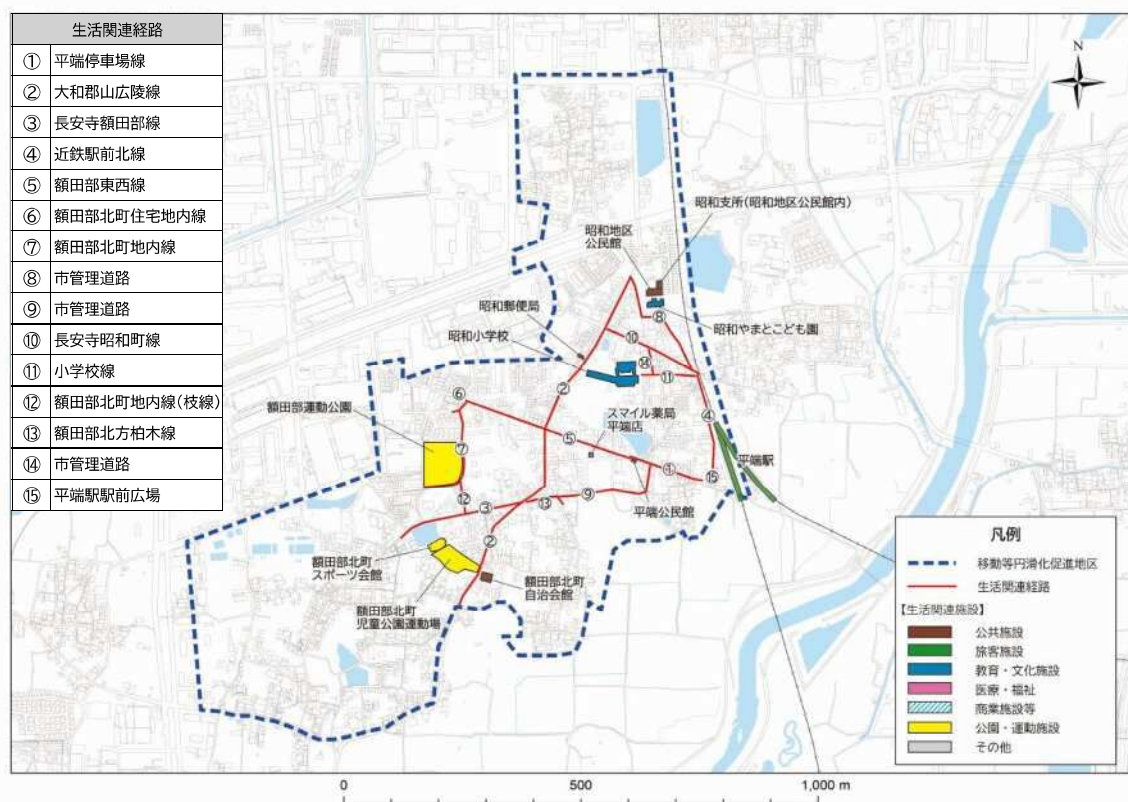
平端駅は、駅の西側に商業・居住エリアが広がり、昭和工業団地付近では、住宅地と工業団地が混在した土地利用が見られます。また、駅周辺では再整備が計画され、今後に向けたまちづくりの機運が高まっています。一方で、戸建て住宅を中心とした住宅地は道路幅員が狭く、歩行者と車両の接触が懸念される箇所や、見通しの悪い箇所が見られる状況です。

地区には避難施設に指定されている運動公園、小学校や公民館が複数立地しており、災害時には多様な住民が利用することが考えられます。

平端駅再整備計画検討時の住民アンケートでは、「自家用車での送迎のしにくさ」「歩道の狭さや歩にくさ」が課題として挙げられています。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる平端駅は、一定のバリアフリー対応が図られていますが、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 駅西のロータリーは、バスやタクシーの乗り場があるものの、歩行空間が限定的で段差もあることから、バリアフリー化を図ります。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 歩道のない道路は、用地制約を踏まえた上で、多様な手法を用いて、歩行空間の安全性を確保します。
- ◆ 駅東側の市街化調整区域は、まちづくりの熟度を踏まえ、今後、移動等円滑化促進地区への位置付けを検討します。



3.5 九条駅周辺地区

(1) 地区特性

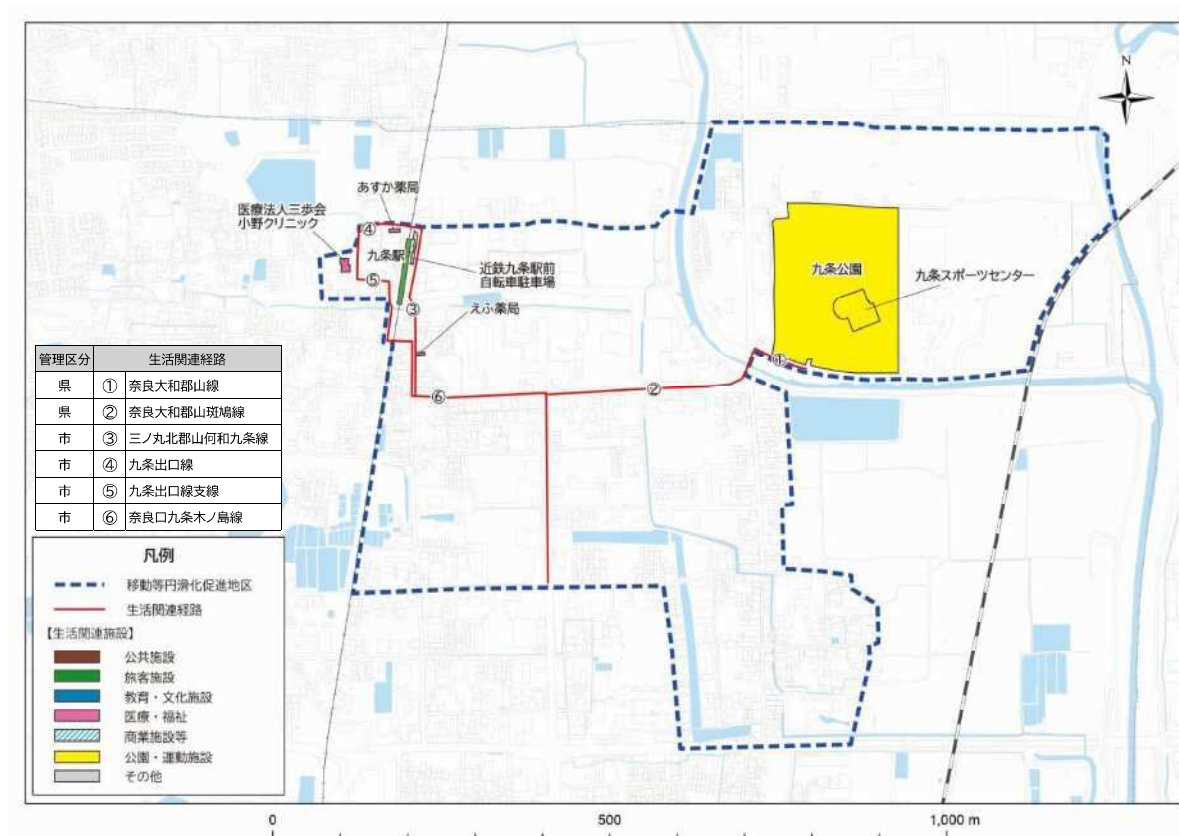
九条駅の東西に駅前広場等が整備されています。駅東側は近隣商業地域に指定されており、駅前にふさわしい土地利用の推進が図られています。

また、駅南側は JR・近鉄郡山駅周辺地区とも隣接しており、工業・商業・住居の土地利用が混在しています。

東側の市街化調整区域には九条公園や九条スポーツセンターなどのレクリエーション施設が立地しています。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる九条駅や東西の駅前広場は、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 地区の南側は、JR・近鉄郡山駅周辺地区と隣接していることから、地区間を結ぶ生活関連経路の移動等円滑化を図り、一体的・連続的なバリアフリー空間を形成します。



3.6 筒井駅周辺地区

(1) 地区特性

筒井駅周辺は、商業地域に指定されており、駅前商店街を中心として店舗が多数あります。

駅周辺の東西を住宅が取り囲むように立地しています。また、駅の南側を走る国道 25 号や県道大和郡山広陵線などに囲まれた街区等では、工業系の土地利用や沿道型店舗、住居系の土地利用が共存しています。

駅から北東方面には奈良県内唯一の盲学校及びろう学校があります。

地区の東側を流下する佐保川が近いことから、「避難所や避難経路等の整備」「洪水や火災等の災害対策」が課題の一つとなっています。〔出典〕「大和郡山市都市計画マスタープラン」

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる筒井駅は、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 地区の北東に、県立盲学校および県立ろう学校が立地することに留意し、学校施設はもとより、筒井駅や周辺の生活関連施設を結ぶ生活関連経路を重点的にバリアフリー化します。

